

職員の採用試験に関する規則（昭和50年千葉県人事委員会規則第5号）の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣旨

県人事委員会では、現在、職員採用試験で実施している身体検査について、警察官採用試験以外の試験においては特に必要性が認められないため、これを廃止することが適当であると考えています。

そこで、これらの事項について定める職員の採用試験に関する規則の一部改正を行うものです。

2 改正の内容（別表第2関係）

職員採用試験（警察官採用試験を除く。）の試験方法のうち、身体検査を廃止します。

3 施行期日

平成30年4月1日（予定）